

平成 27 年 10 月 15 日

愛 知 県 知 事 大村 秀章 殿
愛知県公安委員会委員長 天谷 昭裕 殿
名 古 屋 市 長 河村 たかし 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・性犯罪
をなくす会

代表理事 後藤 啓一

全国犯罪被害者の会(あすの会) 代表幹事 松村 恒夫



児童相談所と警察の情報共有と連携しての活動を求める緊急要望書

1 私どもは、昨年来、児童相談所・市町村・学校・警察が、虐待を受けあるいは所在不明となっている子どもたちを守るため、情報を共有し連携して活動することなどを法律で整備することを求める「子ども虐待死ゼロを目指す法改正を求める署名活動」を実施し、昨年 12 月に第一陣として約 2 万 7 千人の署名を安倍内閣総理大臣宛に提出しております(資料 1)。

名古屋市内、名古屋市を除く愛知県内の児童虐待の児童相談所への通告件数は増加を続け、本年はそれぞれ 1,969 件、3,188 件といずれも過去最高となっています。2011 年 10 月、名古屋市で当時中学 2 年生の男子生徒が母親の交際相手の男に長期間暴力を受け続け、蹴り殺されるという事件が、2013 年には豊橋市で双子の乳児が父親に死に至らしめられたとして父親が逮捕・起訴されるという事件が(父親は犯行を否認。現在公判前手続き中)、起こっています。

2 (1)名古屋市と豊橋市の事件は、いずれも児童相談所が案件を把握しながら、子どもが死に至らしめられることを防ぐことができなかった事件です。

名古屋市の事件では学校は 1 カ月に 3 回(他から 1 回)も児童相談所に通告しましたが、児童相談所は長期間の暴力が続いていたにもかかわらず警察に通報せず案件を抱え込み、加害男性に説諭するのみで、虐待死を防ぐことができませんでした。

豊橋市の事件では、病院に入院していた双子の乳児のうち、姉が脳損傷等により意識不明となるような重傷を負い、妹にもあごにあざがあったことから、病院から児童相談所に通告がなされましたが、児童相談所は妹を一時保護せず(姉は入院を継続)、妹は退院し、その 3 ヶ月後に自宅で脳損傷等で死亡しました。そ

の後姉も病院で死亡しました。

(2)これらの事案に限らず、子ども虐待案件に関しては、児童相談所は人員不足で夜間対応もできず、児童福祉司 1 人当たり 140 件もの案件を抱え、適切な頻度での家庭訪問もできず、面会拒否されても次の家庭訪問まで数カ月も空けることが他の児相でもよく見られ、また、通告先や転居先が不明の場合でも警察に所在調査を依頼することなく放置している実態にあります。

児童相談所は案件を抱え込むのではなく、警察等の関係機関と情報共有した上、連携して危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導・支援を行う、特に危険な状態にあると予想される事案については直ちに警察に通報し、虐待死・虐待から子どもを守る、虐待のエスカレートの防止を図っていく必要があります。

(3)子ども虐待は一つの機関だけで対応できるものではありません。児相と警察の虐待情報の共有は、上記(2)以外にも多くのメリットがあります。

児相と警察の間で虐待家庭の情報共有ができた場合には、警察が虐待家庭に係る 110 番通報や学校からの情報提供があった場合及び深夜はいかい等の子どもを保護した場合等に、対応する警察官が虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認・保護を含め適切に対応できるようになります。

①虐待家庭についてはしばしば近隣住民から「子どもがひどく泣いている。虐待ではないか」という 110 番が入ってきます。その際に、虐待リスクがあると把握されている家庭であるという情報が、現場に向かう警察官に指示されなければ、警察官は親に「夫婦喧嘩だ」と言って騙され、虐待を見逃してしまうことになってしまいます。実際に、東京都葛飾区では、2014 年 1 月に、児童相談所が把握していた家庭について近隣住民から 110 番通報が入った案件について、現場に行った警察官が親から「夫婦喧嘩だ」と言われ、子どもの体を注意深く調べることなく帰ってしまい、その 5 日後に父親から虐待死させられた、子どもの体には 40 ケ所ものあざがあった、という事件が起こっています。

110 番通報を受け警察官が対応した結果は、例えば、110 番が入ったが、虐待の継続は見受けられなかった、あるいは、親は子どもに会わせることを拒否したなど子どもの状況、親の対応等を児相に通報することができることとなり、かかる情報が得られることは、児相にとっても非常に有益です。

②また、学校から非行行動ありとして警察に情報提供があった少年について、警察が学校とともに少年と家庭に対して立直り支援を行う際に、虐待を受けている少年と把握できれば、児相とともに、より適切に支援を行うことができます。

③さらに、子どもの深夜はいかいや家出が子どもの生命に極めて危険であることは、本年に起こった大阪府中学 1 年男女生徒殺害事件、川崎市中学 1 年男子生徒殺害事件等から明らかですが、現状は、警察が深夜はいかい等の子どもを保護しても、すぐに親に連絡して家に戻してしまうだけで、深夜はいかい等の防止に向けた取組はなされていないのが実情です。

警察が深夜はいかいや家出をした子どもを保護した際に、児相と情報共有がなされていれば、保護した子どもが家庭で虐待やネグレクトを受けていると判明した場合には、その旨児相に連絡し、児相から家庭に深夜はいかい等の防止も含めた適切な指導ができることとなります。

3 上記から、児童相談所と警察に直ちに求められる対応は次のとおりです。

1 児童相談所は、把握しているすべての虐待案件について警察に情報を提供する。特に、親が面会拒否、転居して所在不明、通報先不明等子どもに危険が生じる恐れがある場合には直ちに警察に通報する。

2 警察は、虐待案件に係る情報を本部通信指令室のデータベース及び虐待家庭の所在地を管轄する警察署において登録し、虐待リスクのある家庭に係る 110 番通報その他の情報提供がなされた場合、深夜はいかいの子どもを保護する場合などにおいて、対応する警察官が子どもが虐待を受けているおそれがあることを念頭に子どもの安否確認・保護を含め適切に対応できるよう措置する。

3 児童相談所と警察は、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、常に情報を共有しつつ、子どもの安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待の継続・エスカレートを防ぐ。

4 (1) 児童相談所は、一時保護、施設入所及びそれらの解除の判断に当たっては、子どもの安全を最優先とし、特に親に虐待歴や DV 歴、精神疾患がある場合、調査拒否された場合、暴力的な男と同居している場合など虐待の継続が懸念される合理的な理由が認められる場合には、子どもの安全確保に最大限配慮しなければならない。また、親に引き渡す場合には、警察、市町村の協力を得て、定期的な子どもの安否確認、親への指導等子どもの安全確保の計画を事前に策定し、引き渡し後も継続的に子どもの安否確認と親への指導・支援を行わなければならない。

(2) 児童相談所は、医師から虐待の疑いが強いとの見解を得た場合には原則としてその見解に従うものとし、保育所・幼稚園・学校、病院、市町村から保護に関する意見を受けた場合にはその意見を尊重するものとする。

上記の対応を実施することにより、虐待死はもちろん、虐待の継続・エスカレートを防ぐ効果が期待でき、さらに、現場で対応する警察官が虐待を受けている子どもという情報を得ることにより、子どもを虐待から守ることがよりの確にできることとなります。

子ども虐待は一つの機関だけで対応できるものではありません。アメリカやイギリスでは、日本の児童相談所に当たる部局は、日本の 20 倍から 30 倍の態勢がありますが、それでも警察と全件情報共有し、連携して対応しています。わが国でも高知県の児童相談所は把握した虐待情報を警察と教育委員会に全件提供しています。虐待案件を一つの機関だけで抱え込むことは大変危険です。

警察はストーカーやDVの被害女性に対して危険度に応じて家庭訪問やパトロール、電話での安全確認、さらには 110 番を受けたときには可能な限り早く救助に向かう「ストーカー・DV 被害者 110 番通報登録システム」を整備するなど被害の未然防止活動を積極的に行い、大変評価できるものですが、このような取組は、本来家庭という密室で自ら逃げることも助けを求めることもできず虐待にさらされている子どもにこそ必要な取組みです。

関係機関が縦割りのまま連携もせず救えるはずの命を救えないということは決して繰り返してはならず、再発防止策の実施が急務です。速やかに上記施策を実施していただくようお願い申し上げます。

4 私どもは、本年 2 月に発生した川崎市中学校 1 年男子生徒殺害事件を踏まえ、学校や市区町村を含めての情報共有と連携しての活動が必要と考え、本年 3 月 25 日に神奈川県警察本部長、川崎市長あて、及び内閣総理大臣、文部科学大臣ほか関係大臣あてに要望書を提出しました(資料 2、資料 3)。また、本年 6 月 4 日には東京都知事、東京都公安委員会委員長あてに本要望書と同趣旨の要望書を提出しております(資料 4)。資料 2 には児童相談所、市区町村、学校、警察の間での具体的な協定案を記載しておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。ちなみに、その後、川崎市教育委員会は学校の把握した非行情報を警察と共有する協定を結ぶ方針と報じられております。

前記のとおり、私どもは約 2 万 7 千人の法改正を求める署名を内閣総理大臣宛に提出しておりますが、現在も署名活動を続けており、引き続き関係機関の情報共有と連携しての活動を義務付ける法改正を国に強く求めていく所存です。

しかし、法改正には時間がかかります。全国で関係機関の情報共有と連携のなさにより、子どもの命を救うことができなかった事件が続いています。法改正を待つ余裕はありません。資料 2 記載の協定案をご参考にしていただき、協定を締結するなどして情報の共有と連携しての活動を速やかに実施し、子どもの命をお守りいただきますよう心よりお願い申し上げます。